

1章 計画策定の概要

1-1 計画策定の背景・目的

我が国では、急速な人口減少や高齢化、拡散した低密度市街地の発生を背景として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このような背景の中、「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とした都市再生特別措置法の一部改正が平成26年8月1日に施行され、従来の都市構造からコンパクトな都市構造への転換を目指した取組が全国的に動き出しています。

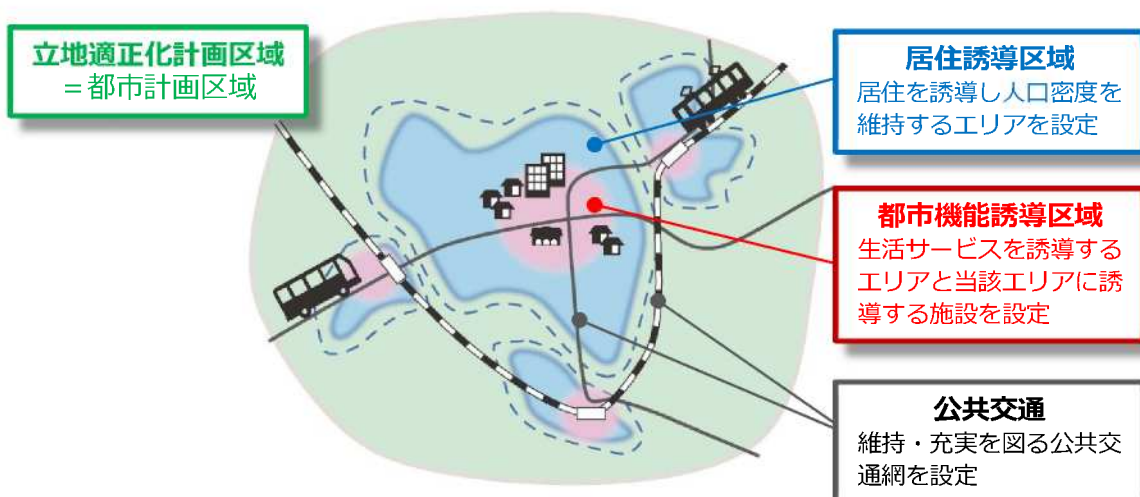
萩市では、平成30年7月に策定した『萩市基本ビジョン』において、都市計画区域内における都市機能の集約化や、交通ネットワークの形成による地域の特性をいかした萩らしい拠点づくりの推進などにより、福祉・医療・商業施設等の市民生活に必要なサービス機能の維持・向上を図ることとしています。

ついでには、都市再生特別措置法に基づいた、居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」を策定し、将来にわたり持続可能で快適な生活が送れ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる安全・安心なまちづくりを目指します。

1-2 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、平成26年8月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度のひとつで、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。

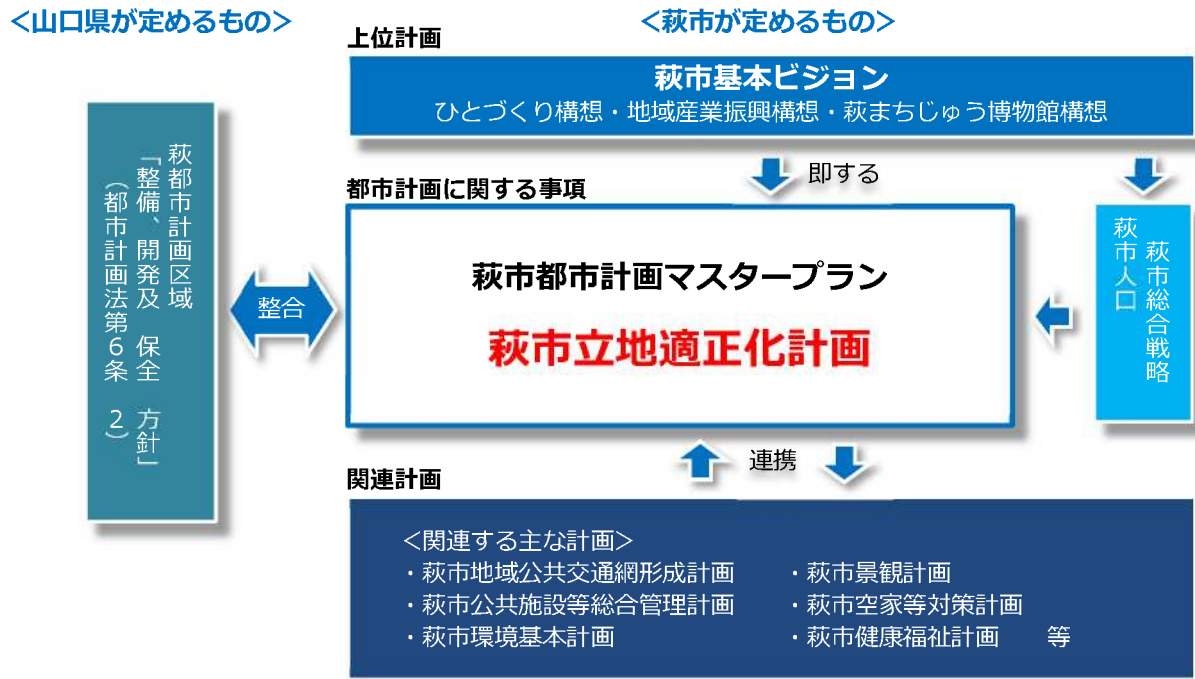
人口減少や高齢化が進むなか、都市計画区域内に「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」を定め、この区域内に都市機能や居住を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。



▲立地適正化計画のイメージ

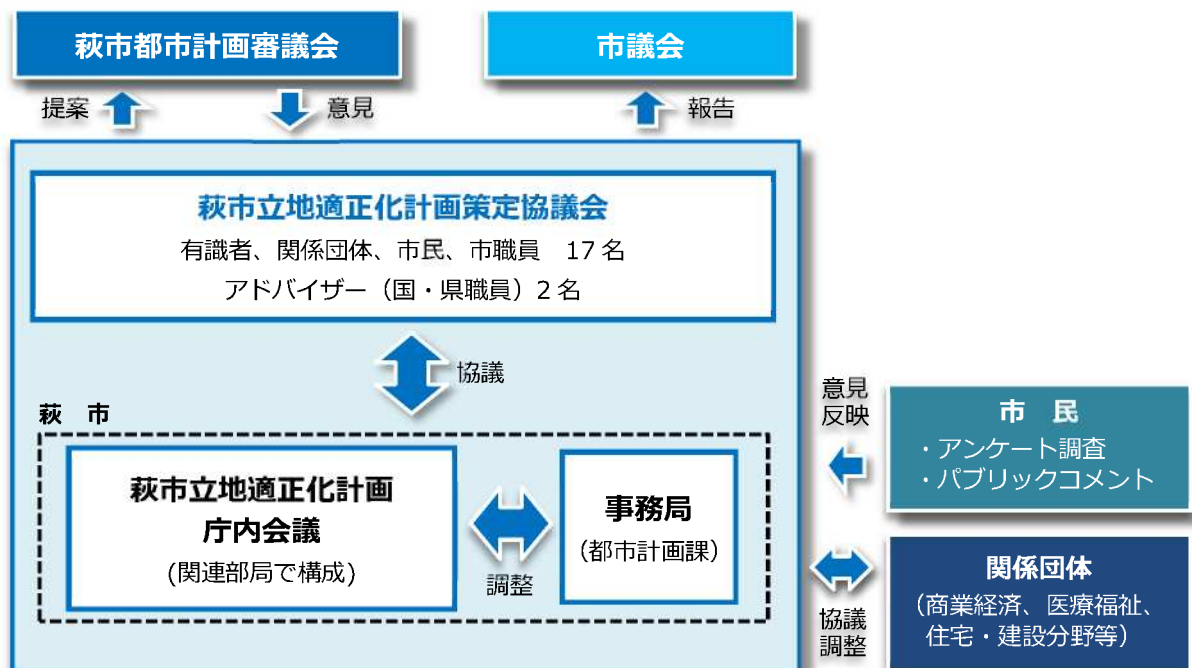
1-3 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、萩市の最上位計画である『萩市基本ビジョン』に即するとともに、公共交通など関連する計画と相互に連携を図りながら市町村が定めるものです。



▲計画の位置づけ

計画の策定体制は以下のとおりです。



▲計画策定体制

1-4 対象区域と目標年次

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づく本計画の対象区域と目標年次を次のように定めます。

◆対象区域

計画の対象区域は萩都市計画区域全域とします。



◆目標年次

計画の目標年次については、都市計画運用指針（国土交通省 第 10 版）において概ね 20 年後の都市の姿を展望し、併せてその先の将来も考慮することが必要とされています。

立地適正化計画が包含されることとなる萩市都市計画マスタープランの改定を見据え、目標年次を令和 24 年（2042 年）とします。



「都市計画マスタープラン」とは？

都市計画マスタープランとは、長期的視点から、都市の将来像や土地利用の方針、都市施設の整備方針等を明確にするとともに、市民と行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、まちづくりの総合的、体系的な指針となるものです。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版に位置付けられています。